



### 注目情報

平和祈念キャンドルシェードの制作にご協力

— 詳しくは3面へ —

「平和」に関するメッセージやイラストなどを描く、キャンドルシェードの制作にご協力ください。



### 今号の主な記事

2面：平成31年度下半期財政状況を公表  
5面：介護保険からのお知らせ

3面：新型コロナウイルス感染症予防対策妊婦応援が  
6・7面：情報マップ・じどうかんだより

4面：国民健康保険からのお知らせ  
8面：あなたのまちから・今月の相談

## 日頃から風水害への備えを

近年、長雨や局所的な大雨・台風などにより、河川の氾濫や土砂崩れなどの風水害が各地で発生しています。今一度対策を見直し、風水害に備えましょう。

詳細は、市のホームページや4月に全戸配布したハザードマップの裏面をご覧ください。

▷問合せ 防災安全課・内線 1352 まで。

### 日頃からできる備え(一部)

- ✓ ハザードマップを確認し、災害リスクを知る
- ✓ 防災情報の収集手段を確認しておく
- ✓ 非常時持ち出し品を準備する
- ✓ 自宅の安全性を点検し、必要な場合は補強する

### 避難するときには…

- ✓ 気象状況が悪くなる前に避難行動を開始する
- ✓ マスクを着用する
- ✓ 非常時持ち出し袋・避難者の身分証明書を携行する
- ✓ 感染症予防のため、体温計・消毒液・スリッパを携行する

### 在宅避難も選択肢の一つです

災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が収束しない中、避難所での生活には、いわゆる「3密」の状態となる可能性や、感染症に感染するリスク、慣れない環境での生活により、体調不良を引き起こすリスクなどがあります。ご自宅の安全が確保されている場合は、自宅での生活を続ける「在宅避難」も検討してください。

また、併せて安全な近隣の親戚や知人宅への避難も検討してください。



### 避難情報について

大雨で避難の必要性が高まった際は、防災行政無線等で、右表の警戒レベルに応じた呼びかけを行います。緊急の呼びかけに注意し、警戒レベルに合わせた身を守る行動を取りましょう。

避難情報は、防災行政無線(聞き取れなかった場合は、☎042-563-2411に電話することで聞き直すことができます)、市のホームページ、市公式ツイッター・フェイスブック、東大和市安全安心情報送信サービス等でお知らせします。

危険度	高	警戒レベル5 (市から発令)	災害発生情報	すでに災害が発生しています。命を守るための最善の行動を取ってください。
		警戒レベル4 (市から発令)	避難勧告 ・避難指示(緊急)	速やかに危険な場所から避難先へ避難してください。 ※避難指示(緊急)は、緊急的または重ねて避難を促す場合に発令されます。
		警戒レベル3 (市から発令)	避難準備 ・高齢者等避難開始	避難に時間のかかる方とその支援者は、危険な場所から避難を開始してください。
		警戒レベル2 (気象庁から発表)	注意報	避難場所や経路を再確認するなど、危険な場所から避難に向けた行動を確認してください。
	低	警戒レベル1 (気象庁から発表)	早期注意情報	気象情報の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高めてください。

### 新型コロナウイルス感染症に関する問合せ

6月23日現在の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先をお知らせします。なお、市からの最新のお知らせは市のホームページをご覧ください。

#### 東京都新型コロナコールセンター

☎0570-550-571 (午前9時~午後10時(土・日曜日、祝日を含む))

聴覚に障害のある方等、電話での相談が難しい方向けの相談窓口

ファクス03-5388-1396

#### 新型コロナ受診相談窓口

☎042-524-5171 (多摩立川保健所内) (平日：午前9時~午後5時)

☎03-5320-4592 (平日：午後5時~翌午前9時/土・日曜日、祝日：終日)

# 平成31年度下半期財政状況を公表します

▶問合せ 財政課・内線1432まで。

## 予算の執行状況

一般会計と5つの特別会計の平成31年度下半期（令和元年10月1日～令和2年3月31日）の予算執行状況は、【表1】のとおりです。なお、出納整理期間（4・5月）に、一部の収入と支出がありました。出納整理期間終了後に確定する平成31年度決算の内容は、11月の市報でお知らせします。

下半期には、放課後等デイサービスなどの利用の見込増に伴う自立支援給付費等事業費や台風19号により被害を受けた、土砂災害の復旧に係る狭山緑地管理費を増額する補正予算を組みました。これらを含めた平成31年度の最終的な予算現額は、338億8,870万1,000円で、平成30年度同期に比べ、14億893万9,000円の増となりました。一般会計の歳入・歳出科目別の予算執行状況は、【表2・3】のとおりです。

【表1】 一般会計及び特別会計の予算執行状況（下半期）（3月31日現在）

会計名	予算現額 A	収入済額 B	支出済額 C	下半期		上・下半期通算		
				収入率 B/A×100	執行率 C/A×100	収入率	執行率	
一般会計	338億8,870万1千円	171億1,289万4千円	187億2,581万5千円	50.5%	55.3%	96.1%	89.2%	
特別会計	国民健康保険事業	90億1,123万4千円	50億5,022万3千円	51億453万6千円	56.0%	56.6%	93.4%	91.6%
	下水道事業	20億1,065万9千円	13億6,714万7千円	9億8,052万円	68.0%	48.8%	97.0%	90.6%
	土地区画整理事業	4,958万円	2,971万6千円	1,686万2千円	59.9%	34.0%	87.5%	76.5%
	介護保険事業	75億1,203万4千円	41億987万4千円	34億6,627万5千円	54.7%	46.1%	92.5%	81.1%
	後期高齢者医療	21億4,594万6千円	16億8,174万1千円	14億3,056万4千円	78.4%	66.7%	100.0%	98.3%
合計	546億1,815万4千円	293億5,159万5千円	297億2,457万2千円	53.7%	54.4%	95.3%	88.9%	

【表2】 一般会計予算の歳入科目別執行状況（下半期）（3月31日現在）

科目	科目の内容	予算現額	収入済額	収入率
市税	市民税、固定資産税、都市計画税など	126億3,872万1千円	53億7,652万9千円	42.5%
国庫支出金	国からの負担金、補助金など	66億1,356万6千円	37億5,592万4千円	56.8%
都支出金	東京都からの負担金、補助金など	51億5,906万2千円	34億7,996万3千円	67.5%
地方交付税	行政サービス水準の均衡化などのために国から交付されるもの	21億2,899万4千円	6億7,033万1千円	31.5%
市債	公共事業等の資金調達のための借入金、国の地方財政対策として財源の不足を補うための借入金（臨時財政対策債）	14億8,035万円	12億55万円	81.1%
繰越金	前年度からの繰越金	15億4,740万7千円	0円	0.0%
その他	地方譲与税、基金のとりくずしなど	43億2,060万1千円	26億2,959万7千円	60.9%
合計		338億8,870万1千円	171億1,289万4千円	50.5%

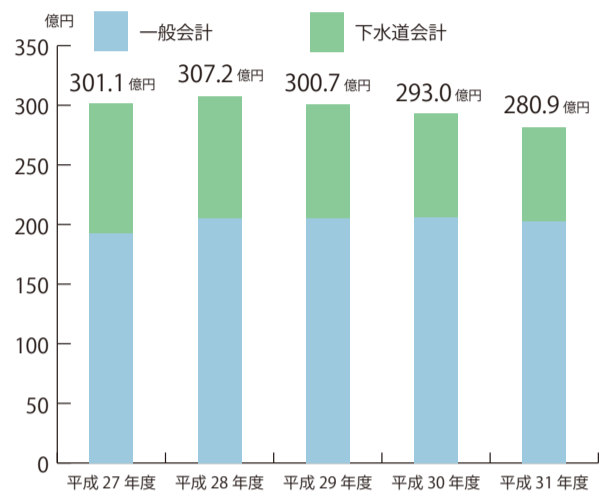
【表3】 一般会計予算の歳出科目別執行状況（下半期）（3月31日現在）

科目	科目の内容	予算現額	支出済額	執行率
民生費	高齢者や障害者、児童などの福祉	180億2,586万9千円	104億8,551万4千円	58.2%
総務費	市役所の管理・運営、地域活動など	36億6,661万4千円	15億8,827万7千円	43.3%
教育費	学校や図書館の管理・運営など	27億8,938万6千円	13億108万6千円	46.6%
衛生費	保健衛生や疾病予防、ごみ処理など	23億8,068万4千円	11億1,106万4千円	46.7%
土木費	道路や公園の管理、都市計画道路の整備など	19億3,889万8千円	11億6,771万3千円	60.2%
公債費	市債(借入金)の返済	16億4,195万2千円	9億2,047万円	56.1%
その他	議会運営、農業・商工振興、消防・防災など	34億4,529万8千円	21億5,169万1千円	62.5%
合計		338億8,870万1千円	187億2,581万5千円	55.3%

## 市債（借入金）の状況

道路や下水道等の整備、学校等の施設整備など将来にわたって効果が残る事業の財源については、市債（借入金）を活用しており、3月31日現在の一般会計と特別会計を合わせた市債残高は、約280億9,489万9,000円です。

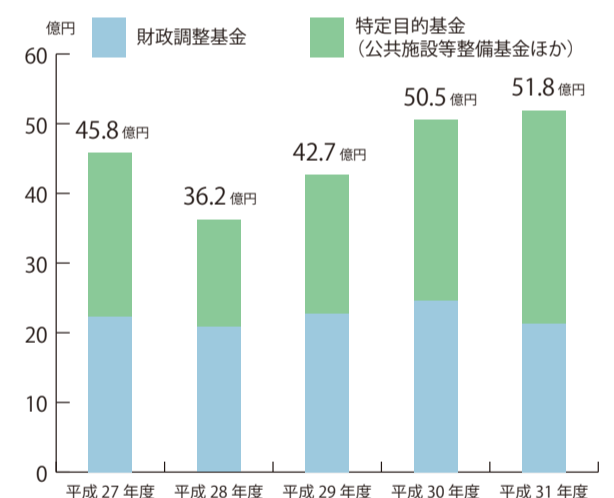
【図1】 市債（借入金）残高の推移（3月31日現在）



## 基金（積立金）の状況

平成31年度は、前年度決算の繰越金等を財源として、公共施設等整備基金などに積み立てを行ったため基金残高が増加しています。

【図2】 基金（積立金）残高の推移（3月31日現在）



## 市の財産の状況

小・中学校や公民館等の公共施設の土地・建物の財産は、次のとおりです。

土地：527,889㎡ 建物：144,764㎡（延床面積）  
（3月31日現在）

## 1人につき10万円を給付する特別定額給付金

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の趣旨を踏まえ、家計への支援を行うため、特別定額給付金（給付対象者1人につき10万円）を給付しています。

申請手続きがお済みでない方は、お早めの申請手続きをお願いします。

▽給付対象者 基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方

▽受給権者（給付金を受け取る方） 給付対象者の属する世帯の世帯主の方

▽給付方法 原則、受給権者名義の金融機関口座への振込み（世帯の給付対象者全員分を振込みます）

▽申請方法 オンライン申請方式または郵送申請方式

▽申請期限 8月26日（水）※期限日必着

▽問合せ 東大和市特別定額給付金コールセンター ☎042-567-5655まで。

## 七夕の日に婚姻届等を提出予定の方へ

婚姻届等の戸籍届出は、夜間休日受付にも提出することができます。市役所の開庁時間中に提出が難しい場合は、夜間休日受付をご利用ください。

可能であれば事前に市役所が開庁している時間帯に戸籍担当と記入内容のご確認をお願いします。

※内容に不備等があった場合、届出人の方に後日来庁していただくことがありますので、ご了承ください。

◎オリジナル婚姻届を配布しています

市では、二人の新たなスタートを祝福するために、



忘れていませんか？市税等の納付

市民税・都民税（第1期）は、納期限（6月30日）が過ぎています。納付がお済みでない場合は、至急納付をお願いします／問合せ 納税課・内線1091まで

### 平和祈念キャンドルシェードの制作にご協力を

市では8月の平和月間事業において平和祈念キャンドルを点灯します。市民の皆さんに「平和」に関するメッセージやイラストなどを和紙に描いていただき、事業で活用します。

市内公共施設に、和紙を用意してあります。平和を祈念し、キャンドルシェード

の制作にご協力をお願いします。

▽期限 7月31日(金)  
※施設の休館日は除く  
※和紙がなくなり次第終了となります。

▽和紙の設置場所 児童館、公民館、図書館

▽問合せ 社会教育課・内線 15552まで。



### 新型コロナウィルス感染症 予防対策妊婦応援ギフト

市では、妊婦の方の新型コロナウィルス感染症の感染予防のため、健診時などのタクシー移動や衛生資材の購入などにご利用できる「交通系ICカード1万円分(デポジット500円を含む)」をお渡しします。詳しくは市のホームページをご覧ください。

▽対象 東大和市に住民票があり、7月1日現在妊婦の方、及び令和3年3月31日までの間に妊娠届出書を提出した方

▽受取方法 ※6月30日までに出産された方は対象になりません。市から送付するアンケート用紙に必要事項を記入のうえ、返送ください。返送により順次「交通系ICカード1万円分(デポジット500円を含む)」を郵送にてお送りします。



▲市のホームページはこちら

▽問合せ 市立保健センター ☎042-565-5211まで。

### 東大和市ロンドみんなのプール 開設を中止します

令和2年度の東大和市ロンドみんなのプールは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開設を中止します。



令和2年度の東大和市ロンドみんなのプールは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開設を中止します。

▽問合せ 社会教育課・内線 15552まで。

### 自然観察会

#### オオムラサキと夏の虫

狭山緑地で国蝶オオムラサキなど夏に見られる昆虫を観察します。

▽期日 7月19日(日)

▽集合時間 午前9時30分  
▽場所 郷土博物館会議室  
▽定員 30人(申込順)  
▽観察地 市立狭山緑地  
▽案内 郷土博物館職員  
▽持ち物 筆記用具  
▽申込み・問合せ 郷土博物館 ☎042-567-4800まで。

### 変電所の公開

#### 公開

戦争遺跡「旧日立航空機(株)変電所」を、毎月第2日曜日(公開放開)に公開しています。

9月から改修工事を予定しています。定例公開は、8月を最後に休みます。

▽日時 7月12日(日)午後1時〜4時



▽場所 旧日立航空機(株)変電所(都立東大和南公園内)  
▽問合せ 郷土博物館 ☎042-567-4800まで。

### 外国人学校に在学している外国人児童・生徒の保護者の方へ

#### 外国人学校に在学している外国人児童・生徒の保護者の方へ

外国人学校(学校教育法に定める各種学校)に準ずる

学校に限る)に在学している外国人児童・生徒の保護者を対象に、教育費の負担を軽減するための補助金を交付しています。

▽問合せ 教育総務課・内線 15222まで。

### 0歳児親子 集まれ!

#### 集まれ!

子ども家庭支援センター「かるがも」では、0歳児親子の情報交換や友だちづくりの場として、「0歳児親子集まれ!」を行っています。

▽対象 市内在住で、参加当日に0歳のお子さんとその保護者

子ども家庭支援センター「かるがも」では、0歳児親子の情報交換や友だちづくりの場として、「0歳児親子集まれ!」を行っています。

▽対象 市内在住で、参加当日に0歳のお子さんとその保護者

子ども家庭支援センター「かるがも」では、0歳児親子の情報交換や友だちづくりの場として、「0歳児親子集まれ!」を行っています。

▽対象 市内在住で、参加当日に0歳のお子さんとその保護者

▽日時 7月28日(火)午前10時30分〜11時30分

▽場所 子ども家庭支援センター

▽定員 10組

▽申込方法 7月1日(水)午後1時から子ども家庭支援センターの窓口もしくはお電話で申込み。定員になり次第締め切ります。

※当日、午前中のひろば利用は、行事参加者のみとさせていただきます。

▽問合せ 子ども家庭支援センター ☎042-565-3651まで。

### 7月1日〜31日 青少年の非行・被害防止 全国強調月間

#### 被害防止 全国強調月間

令和2年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」は、内閣府が中心となって7月1日〜31日の1か月間実施されます。

次代を担う青少年の育成は、国民全体に課せられた義務であり、国・地方公共団体・関係団体等が、それぞれの役割を果たしつつ、相互に協力しながら、地域

が一体となった青少年の非行防止等のための取り組みを進めることが必要です。皆さんのご理解ご協力をお願いします。

【重点目標】

- SNS利用に係る子供の被害等の防止
- 子供の性被害の防止
- 有害環境への適切な対応
- 薬物乱用対策の推進
- 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止
- 再非行(犯罪)の防止
- いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

▽問合せ 青少年課・内線 1743まで。

### 今月の「手話通訳者がいる日」

市役所本庁舎等に来庁した方の行政手続き等の手話通訳を行います

日 3日(金)、10日(金)、17日(金)、22日(水)、31日(金)

時間 午前9時〜午後5時

場所 福祉相談室(市役所1階 生活福祉課の隣)

問合せ 障害福祉課・内線1125  
ファクス042-563-5928

### 東京都育英資金 奨学生の 予約募集

#### 奨学生の 予約募集

東京都私学財団では、経済的な理由により高等学校または専修学校高等課程の修学が困難な方のために、奨学に必要な資金の一部を速やかに借ることができ

るため、予約募集を行っています。

▽対象 令和3年4月に高等学校または専修学校高等課程に進学を希望している中学3年生で、本人と保護者が都内に住所を有していること。同種の奨学金を他から借り受けないこと等

▽貸付額(月額) 国・公立学校生は1万8000円、私立学校生は3万5000円

▽問合せ (公財)東京都私学財団振興部育英資金課 ☎03-5206-7929へ。

東京都私学財団では、経済的な理由により高等学校または専修学校高等課程の修学が困難な方のために、奨学に必要な資金の一部を速やかに借ることができ

るため、予約募集を行っています。

▽対象 令和3年4月に高等学校または専修学校高等課程に進学を希望している中学3年生で、本人と保護者が都内に住所を有していること。同種の奨学金を他から借り受けないこと等

▽貸付額(月額) 国・公立学校生は1万8000円、私立学校生は3万5000円

▽問合せ (公財)東京都私学財団振興部育英資金課 ☎03-5206-7929へ。

### 図書館からのお知らせ(7月) おはなし会

場所	対象 (内容は内容)	実施日・時間
中央図書館 ☎042-564-2454	4歳〜小学1年生 (保護者入場可)	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため7月のおはなし会は中止させていただきます。
	小学2年生以上	
桜が丘図書館 ☎042-567-2231	3歳以下および保護者【わらべうたと絵本】	
	4歳以上	
清原図書館 ☎042-564-2944	3歳以下および保護者【わらべうたと絵本】	4歳以上
	4歳以上	

### 移動図書館「みずうみ号」巡回日程

ステーション名	巡回時間	巡回日
多摩湖畔自治会集会所前	午後1時30分〜2時15分	1日(水)
上北台団地東側	午後2時30分〜3時15分	15日(水)
蔵敷公民館	午後3時30分〜4時15分	29日(水)
向原市民センター	午後2時30分〜3時15分	8日(水)
清水神社境内	午後3時30分〜4時15分	22日(水)

※悪天候の日はお休みします。運行については中央図書館までお問い合わせください。当日午後から図書館のホームページでもお知らせします。

### 開館時間・休館日

場所	月	火	水	木	金	土	日
中央図書館	午前10時〜午後5時	休館日	午前10時〜午後7時				午前10時〜午後5時
桜が丘図書館	午前10時〜午後5時	休館日					午前10時〜午後5時
清原図書館		休館日					午前10時〜午後5時

【休館日】毎週火曜日(清原図書館は毎週月曜日も休館)、毎月第3木曜日、土・日曜日を除く祝日、年末年始、特別資料整理期間

中央図書館・桜が丘図書館: 7月7・14・16・21・23・24・28日

清原図書館: 7月6・7・13・14・16・20・21・23・24・27・28日

7月1日〜8月31日は「政治家の寄附禁止強化月間」です〜贈らない、求めない、受け取らない〜

# 国民健康保険(国保)からの お知らせ

令和2年度の国民健康保険の税率等と課税限度額

医療分	所得割額	[前年の総所得金額等 - 基礎控除 (33万円)] × 6.57%
	均等割額	被保険者1人当り31,700円
	課税限度額	63万円
支援分	所得割額	[前年の総所得金額等 - 基礎控除 (33万円)] × 2.05%
	均等割額	被保険者1人当り10,100円
	課税限度額	19万円
介護分	所得割額	[前年の総所得金額等 - 基礎控除 (33万円)] × 1.93%
	均等割額	被保険者1人当り11,000円
	課税限度額	17万円

◎令和2年度の国保納税通知書を7月中旬に郵送  
 ▽国保税の算出方法 世帯の1年間の国保税は、医療分(基礎課税額)、支援分(後期高齢者支援金等課税額)及び介護分(介護納付金課税額)(40歳以上65歳未満の方が対象)に区分し、左表の税率等に基づき、課税限度額を限度として算出した合計額です。国保税は、市役所への届出時からではなく、資格を取得した月(職場の健康保険等を抜けた月等)から算定されます。  
 年度途中で資格の取得または喪失(世帯員の転入・転出・出生・健康保険の資格の取得・喪失等)がある場合、前年中の所得金額等に変更がある場合には、税額が変わることがあります。

## 国保税の納付方法

国保税は国保事業の重要な財源です。納期限内の納付にご協力ください。

- 口座振替**：国保税の納付は口座振替をお願いします。現金(保険税)を持ち歩く必要がなく「安心」、納め忘れもなく「確実」、納付の度に金融機関等へ出向く手間が省け、一度の申込みで、毎年継続して引き落としができ、大変「便利」です。
- 納付書払い**：納税通知書に同封の納付書にて、各納期限までにお支払ください。納税通知書と納付書は、分冊式となります。納付書の各納期限にご注意ください。  
 ※既に口座振替の手続きをしている場合には、納付書は同封していません。
- 特別徴収等**：世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主(擬制世帯主等は除く)等の一定の条件に該当する方は、国保税が年金からの引き落としによる納付(特別徴収)となります。なお、特別徴収を中止し、口座振替による納付方法を選択することもできます。特別徴収を中止し、口座振替を希望する場合は、①被保険者証、②金融機関等の口座番号等がわかるもの、③口座届出印をお持ちのうえ、保険年金課(市役所1階)で、手続きをしてください(手続きの時期で、口座振替への変更時期が異なります)。

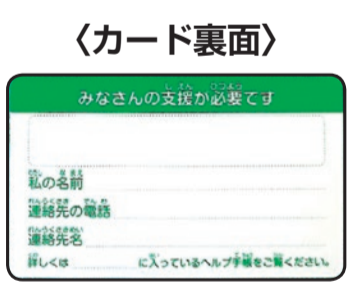
▽納税義務者 国保税の納税義務者は法令に基づき、世帯主です。例えば、世帯主が他の健康保険に加入している場合、ご家族が国保の資格を取得していると、国保税の納税義務者は世帯主となります。  
 ▽国保税の軽減 国保税は、被保険者等の申告に基づく総所得金額等を基に算出されます。総所得金額等が一定額以下の世帯については、均等割額が軽減されます。確定申告や住民税の申告が済んでいないと、この軽減措置が受けられません。所得の有無に関わらず、税務署または市役所に申告をしていただく必要があります。  
 ▽新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免 主たる生計維持者の事業収入等が、前年と比べて3割以上減少した場合、国保税の減免を行います(前年の所得金額等の要件あり)。減免を受けるためには、申請が必要です。詳細は、市のホームページか納税通知書同封のご案内でご確認ください。  
 ▽国保税の減免等(新型コロナウイルス感染症の影響以外) 災害その他特別の事情により所得が著しく減少し、納付が困難な場合、国保税の減免制度があります。納税できないまま納期限が過ぎてしまうと、延滞金が加算されたり、滞納処分を受けたりすることがありますので、お早めにご相談ください。  
 ◎確定申告期限の延長による影響について  
 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、所得税の確定申告期限が延長されました。延長期間内に確定申告を行った方がいる世帯の場合、令和2年度の国保税額、自己負担限度額の区分等が暫定的なものとなる場合があります。今後変更が生じた場合には、後日通知等をお送りします。  
 ▽問合せ 保険年金課・内線1023まで。  
 ◎国保限度額適用認定証を更新される方へ  
 70歳未満の国保被保険者で、限度額適用認定証をお持ちの方は、7月31日(金)が有効期限となります。8月以降、限度額適用認定証を継続して利用する場合、更新手続きが必要です。限度額適用認定証をお持ちの方は、申請用紙をお送りしますので、同封のご案内を参考にして、申請をお願いします。  
 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送での申請をお願いします。



ヘルプカードとは、障害のある方など手助けを必要とする方が、普段から身に付けておき、緊急時や災害時等に周囲の方の配慮や手助けをお願いしやすくするためのカードです。  
 障害のある方の中には、助けを欲しくてもうまく伝えられない方、困っていること自体を理解しづらい方もいます。ちょっとしたあなたの手助けが障害のある方の安心につながります。障害のある方が困っている時は、周囲にいる方が記載内容に沿った支援をお願いします。

ヘルプカードのご利用を希望する方へ  
 市では、市内在住・在勤・在学の方の障害のある方で希望する方にヘルプカードを配布しています。カードの裏面には必要な支援内容や緊急連絡先を記載することができます。いざという時のため、ぜひご利用ください。

## 困っている障害のある方にヘルプカードを ご存じですか 支援をお願いします



ヘルプカードの活用について  
 市では、ヘルプカードの趣旨を理解し、障害者支援に協力していただける事業所等(商店街や業種組合等)を対象に、普及講習会を実施します。障害者理解やヘルプカードの活用についての20分程度のミニ講習会です。講習会を希望される事業所等は障害福祉課までお申し出ください。なお、講習会終了後に、「ヘルプカード協力事業所」のステッカーを差し上げます。  
 ◆以上の問合せは、障害福祉課・内線1123まで。

ヘルプカードとは、障害のある方など手助けを必要とする方が、普段から身に付けておき、緊急時や災害時等に周囲の方の配慮や手助けをお願いしやすくするためのカードです。  
 障害のある方の中には、助けを欲しくてもうまく伝えられない方、困っていること自体を理解しづらい方もいます。ちょっとしたあなたの手助けが障害のある方の安心につながります。障害のある方が困っている時は、周囲にいる方が記載内容に沿った支援をお願いします。

※障害者手帳の有無は問いません。難病、発達障害、高次脳機能障害、認知症等で生活に障害があると認められる方も含みます。  
 ▽配布場所 障害福祉課(市役所1階)、高齢介護課(市役所2階)、高齢者ほっと支援センター(いもくぼ・なんがい・きよはら)、地域生活支援センターウエルカム、総合福祉センター相談支援事業所  
 ▽申込方法 前記の配布場所の開所時間内に所定の申込書に記入して、お受け取りください。  
 ◎ヘルプカード普及講習会を実施します  
 市では、ヘルプカードの趣旨を理解し、障害者支援に協力していただける事業所等(商店街や業種組合等)を対象に、普及講習会を実施します。障害者理解やヘルプカードの活用についての20分程度のミニ講習会です。講習会を希望される事業所等は障害福祉課までお申し出ください。なお、講習会終了後に、「ヘルプカード協力事業所」のステッカーを差し上げます。  
 ◆以上の問合せは、障害福祉課・内線1123まで。

総合福祉センターはくろふるでは、障害のある方の介護者(ケアラー)が情報交換や、不安や悩み等を語り合える交流会を開催します。途中の出入りは自由となっております。お気軽にご参加ください。  
 ▽対象者 市内在住で、障害のある方を介護している方  
 ▽日時 7月17日(金)午前10時～正午

## 障害のある方の介護者の交流会

身体障害者手帳及び愛の手帳をお持ちの方で、自動車ガソリン費助成対象者証を交付されている方に対して、ガソリン1ℓあたり53円80銭(軽油32円10銭)を1か月30ℓまで助成します。  
 ▽申請期限 7月10日(金)

## 7月1日～10日 申請受付期間が4月と異なります 心身障害者自動車ガソリン費等の助成申請

身体障害者手帳及び愛の手帳をお持ちの方で、自動車ガソリン費助成対象者証を交付されている方に対して、ガソリン1ℓあたり53円80銭(軽油32円10銭)を1か月30ℓまで助成します。  
 ▽申請期限 7月10日(金)

## 原子爆弾被爆者見舞金の申請を

▽対象 市内在住で被爆者健康手帳の交付を受けている方  
 ▽申請期限 7月31日(金)  
 ※土・日曜日、祝日は除く  
 ▽場所 障害福祉課(市役所1階)

総合福祉センターはくろふるでは、障害のある方の介護者(ケアラー)が情報交換や、不安や悩み等を語り合える交流会を開催します。途中の出入りは自由となっております。お気軽にご参加ください。  
 ▽対象者 市内在住で、障害のある方を介護している方  
 ▽日時 7月17日(金)午前10時～正午

総合福祉センターはくろふるでは、障害のある方の介護者(ケアラー)が情報交換や、不安や悩み等を語り合える交流会を開催します。途中の出入りは自由となっております。お気軽にご参加ください。  
 ▽対象者 市内在住で、障害のある方を介護している方  
 ▽日時 7月17日(金)午前10時～正午

身体障害者手帳及び愛の手帳をお持ちの方で、自動車ガソリン費助成対象者証を交付されている方に対して、ガソリン1ℓあたり53円80銭(軽油32円10銭)を1か月30ℓまで助成します。  
 ▽申請期限 7月10日(金)

身体障害者手帳及び愛の手帳をお持ちの方で、自動車ガソリン費助成対象者証を交付されている方に対して、ガソリン1ℓあたり53円80銭(軽油32円10銭)を1か月30ℓまで助成します。  
 ▽申請期限 7月10日(金)

身体障害者手帳及び愛の手帳をお持ちの方で、自動車ガソリン費助成対象者証を交付されている方に対して、ガソリン1ℓあたり53円80銭(軽油32円10銭)を1か月30ℓまで助成します。  
 ▽申請期限 7月10日(金)

# 介護保険からの

## お知らせ

◎令和2年度の介護保険料納入通知書(決定通知書)を送付します

65歳以上の方(第1号被保険者)について、令和2年度介護保険料(年額)が決定しましたので、7月上旬に納入通知書を郵送します。

▽令和2年度の介護保険料は左表のとおりです。

なお、第1段階～第3段階の方の介護保険料については、負担軽減を目的に公費を投入して低い水準で設定しています。

### 介護保険料(年間)

所得段階	令和2年度	【参考】平成31年度
第1段階: 世帯全員が市民税非課税で、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、あるいは本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	19,200円	24,000円
第2段階: 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	31,200円	38,400円
第3段階: 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	43,200円	44,400円
第4段階: 本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	55,200円	
第5段階: 本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	62,400円	
第6段階: 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	72,000円	
第7段階: 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	79,200円	
第8段階: 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	93,600円	
第9段階: 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	104,400円	
第10段階: 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	112,800円	
第11段階: 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	122,400円	
第12段階: 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	132,000円	
第13段階: 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1000万円以上の方	141,600円	

▽介護保険料の納付方法 特別徴収と普通徴収の2種類の方法があります。

【特別徴収】

受給している老齢・退職年金、障害年金または遺族年金の年額が18万円以上の方は、特別徴収となり、その年金から介護保険料が天引きされます。

特別徴収は、年額保険料を6期に分けて徴収します。介護保険料は年金からの徴収が原則となり、普通徴収(納付書払い)の選択はできません。

【普通徴収】

年金の年額が、18万円未満の方は普通徴収になります。なお65歳になって間もない方、他市から転入された方等は、一定期間普通徴収となります。

普通徴収は、年額保険料を8期(7月～令和3年2月)に分けて納付していただきます。納入通知書に同封の納付書により金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。

◎介護保険料の減免申請 対象者

①新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第1号被保険者  
②新型コロナウイルス感染症

# 後期高齢者医療保険からの

## お知らせ

◎令和2年度の保険料額決定通知書を送付します

令和2年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。保険料は平成31年1月1日～令和元年12月31日の所収をもとに東京都後期高齢者医療広域連合で決定しています。

▽保険料の納付方法 特別徴収(年金からの引き落とし)と普通徴収(納付書または口座振替)の2種類の方法があります。

◎新しい被保険者証を送付します 8月1日(土)から、被保険者証の大きさがカードサイズに変更になります。新しい被保険者証(オレンジ色)は7月中旬に簡易書留郵便で郵送します。

※ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及び同一世帯の被保険者で、賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下の場合、1割となります。

◎3割から1割に変更できる場合があります 住民税課税所得が145万円以上でも、平成31年1月1日～令和元年12月31日の収入額が次の条件を満たす場合は、申請により3割から1割になります。対象者には申請書を7月上旬までにお送りします。同封のご案内を参考に、申請をお願いします。

①同一世帯に被保険者が1人の場合・収入額が383万円未満(同一世帯に70歳～74歳の他の健康保険制度加入者がいる場合は、その方との合計収入額が520万円未満)  
②同一世帯に被保険者が2人以上の場合・被保険者全員の合計収入額が520万円未満

過去に交付されていた方で、条件に該当する方には、8月1日(土)から使用できる新しい減額認定証、限度額証を7月下旬に郵送します。

改めまして申請を必要ありません。なお、新たに対象となると思われる方には、7月下旬に申請書を郵送します。申請を希望の際は、同封のご案内を参考に、申請をお願いします。

◎確定申告期限の延長による影響について 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、所得税の確定申告期限が延長されました。延長期間内に確定申告を行った方

が、同一世帯の被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の場合は、申請により、医療費の自己負担限度額が適用される限度額証が交付されます。

◎新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の納付相談・傷病手当金について 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、保険料の納付が困難となった方はご相談ください。また、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる方が療養のため仕事を休んだ時は、傷病手当金が支給される場合があります。詳しくは、東京都後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。


◆以上の問合せは、保険年金課・内線1028(保険料の納付相談に関する場合は、内線1031)まで。傷病手当金に関する場合は、広域連合お問合せセンター10570-086-519へ。

症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が前年比で3割以上の減少が見込まれ、その減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下の第1号被保険者  
③次のア～キの条件すべてに該当する第1号被保険者  
ア・申請日の属する年度の市民税について世帯全員が非課税であること  
イ・生活保護を受給していないこと  
ウ・生活保護の生活扶助基準に対する世帯の収入認定額の割合が100分の120未満であること  
エ・申請日現在における世帯の預貯金総額が、生活扶助基準の12か月分未満であること  
オ・日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと  
カ・市民税課税者に扶養されていること  
キ・介護保険料の滞納がないこと

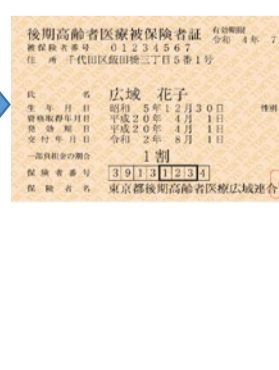
▽対象保険料 ①及び②の対象の方は、平成31年度分及び令和2年度分(納期限が令和2年2月1日～令和3年3月31日のもの)③の対象の方は、令和2年度分  
▽申請方法等 収入等が確認できる書類等を添付のうえ、申請書を提出する必要があります。詳しくはお問い合わせください。  
※前年度に減免の対象と認められた方も申請は毎年度必要となります。  
◆以上の問合せは、高齢介護課・内線1136まで。

●1割負担・同一世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満の場合  
●3割負担・同一世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合  
●自己負担割合が1割で、世帯全員が住民税非課税の場合に、申請により、減額認定証が交付されます。医療機関の窓口提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額と入院時の食費が減額されます。  
●自己負担割合が3割の方

現行の被保険者証  
(令和2年7月まで)



新しい被保険者証  
(令和2年8月から)



※7月31日(金)までは現行の被保険者証を使用してください。

# 情報マップ



## 乳幼児の身長・体重計測

0歳〜就学前の誕生日が奇数月の乳幼児／7月2日(木)午前9時30分〜11時／場所 市立保健センター／当日直接会場にお越しください

3密防止のためお待ちいただく場合があります／保護者の方と3歳以上のお子さんはマスクの着用をお願いします／同伴する方は最小限の人数でお願いします／バスタオル

## 簡単に作れる離乳食講習会(7/11か月)

生後7〜11か月の乳児の保護者／7月22日(水)午後1時30分〜3時／場所 市立保健センター／8人(申込順)／電子申請でも受け付けます／離乳食の進め方・作り方の話、個別相談など／母子健康手帳、筆記用具、バスタオル、マスク

## 乳幼児健康診査

3〜4か月児健康診査は集団健診ではなく医療機関での個別健診で実施します。対象者には、個別に通知します。1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳

児健康診査は7月は中止します。お子さんの健康や成長などの相談は随時お受けしています。

## 7月の幼児歯科健康診査

1歳6か月児健診受診後〜4歳の誕生日を迎えるまでの幼児と保護者／7月6日(月)・15日(水)・22日(水)午前9時30分〜11時／時間を区切る予約方式／場所 市立保健センター／15組程度(要予約)／歯科健診、歯みがき指導など／歯ブラシ、コップ、予約カード(幼児歯科健康診査を初めて受ける方は母子健康手帳)、バスタオル、マスク、おもちゃ

## スマイルクラス(4歳児歯みがき教室)

市内在住の4歳児とその保護者／7月29日(水)午後1時30分〜3時／場所 市立保健センター／6組程度(要予約)／唾液PH(ペーハー)テスト、歯科医師講話(保護者向け)、自分磨きの練習、歯科健診、歯みがき指導など／歯ブラシ、コップ、母子健康手帳、バスタオル、マスク、おもちゃ

## 愛の血液助け合い運動

7月1日〜31日の1か月間は、愛の血液助け合い運動月間です。この期間は、全国的な献血運動が展開されます。この機会に、ぜひ献血にご協力ください。

## 平日準夜帯の小児初期救急診療

診療日 火・水・金曜日(祝日は除く)／受付時間 午後7時〜9時30分／場所 東大和病院／詳細は東大和病院のホームページをご覧ください／東大和病院 ☎042-562-1411へ。

## 屋内の熱中症

熱中症は屋内でも多く発生しています。部屋の気温や湿度が高く、通気性が悪いと発症しやすくなります。屋内だからといって安心せず、こまめに水分補給をし、以下のような対策をしましょう。

- ①窓からの直射日光を遮るカーテンやブラインド、すだれを垂らす、植物による緑のカーテンを作るなど工夫をしましょう。
- ②部屋の温度を測る 気温

と湿度をこまめにチェックして、空調を調整することが大切です。

## 風通しをよくする 窓を開ける際は、1か所だけでなく、向き合う窓を開けると風通しがよくなります。

④空調設備を利用する 気温が高いときには我慢せずに適度に冷房を使いましょう。エアコン使用時にも時々窓を開け、換気を行いましょう。

⑤適宜マスクをはずす マスクを着用している時は負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で適宜マスクをはずして休憩しましょう。

## 地域福祉審議会障害者部会

7月14日(火)午後7時から／場所 市役所会議棟第1・2会議室／傍聴人の定員 3人／手話通訳 ご希望の方は7月6日(月)までにご連絡ください／障害福祉課・内線1123、ファクス042-563-5928まで。

## 男女共同参画推進審議会

7月16日(木)午後7時から／場所 市役所会議棟第6会議室／傍聴人の定員 5人／地域振興課・内線1715まで。

## 社会教育委員会

7月21日(火)午前10時から／場所 市役所会議棟第8会議室／傍聴人の定員 5人／社会教育課・内線1552まで。

## 介護保険運営協議会

7月21日(火)午後7時から／場所 市役所会議棟第6会議室／傍聴人の定員 5人／手話通訳 ご希望の方は7月14日(火)までにご連絡ください／高齢介護課・内線1136、ファクス042-563-5930まで。

## お知らせ

### 審議会等

審議会等の傍聴ができません(当日先着順)。当日直接会場にお越しください(申込不要)。

### 個人情報保護審議会

7月13日(月)午前10時から／場所 市役所会議棟第4・5会議室／傍聴人の定員 5人／文書課・内線1321まで。

### 子ども・子育て支援会議

8月6日(木)午後2時から／場所 市役所会議棟第1・2会議室／傍聴人の定員 5人／保育(満1歳以上の未就学児) ご希望の方は7月30日(木)までにお申し込みください／保育課・内線1758まで。

### 固定資産(土地)の現況調査を行っています

市では、地方税法に基づき、土地の利用状況について、毎年現況調査を実施しています。これは、土地の現況確認を行うことにより、固定資産税・都市計画税の税額を算出するために必要な調査です。調査は、身分証明書を携行した市職員が随時行っています。ご理解ご協力をお願いします／課税課・内線1058まで。

### 児童扶養手当を受給している方へ(今月は児童扶養手当の振込月です)

児童扶養手当(ひとり親家庭等が対象の手当)の5月〜6月の2か月分を7月10日(金)に振り込みます。なお、振り込みから口座に入金されるまでに、日数がかかる場合がありますので、ご了承ください／子育て支援課・内線1761まで。

### 令和2年度自治会補助金申請受付

市では、自治会に対し、活動費の一部を補助します。あらかじめお渡ししてある申請書類一式により手続きを行ってください。また、新たに補助金の交付を希望する自治会で、要件を満たす場合には補助金を交付しますので、お問い合わせください。



## 令和2年度住宅・店舗リフォーム資金補助金交付制度のご案内

市民の方が、所有する住宅または店舗のリフォームを市内の建設業者に発注した場合、工事費用の一部を予算の範囲内で補助します。平成30年度以降に、同一の住宅・店舗でこの補助金を受けた方は、今年度の補助は受けられません。

平成29年度以前に同一住宅・店舗について、この補助制度を利用している場合は補助対象となります。対象となる住宅・店舗 住宅は、市内に所有する自己居住用の住宅。店舗は、市内にある自己営業用の小売店舗等で、風俗営業法の規制を受けないもの。自己営業用の店舗を賃借している場合も対象になります。対象となる工事 工事金額が消費税額を除き15万円以上で、市内の建設業者により行う増改築工事。また、交付決定以降に着工し、令和3年3月31日までに完了する工事であること。申請前に着工した工事は、補助対

## 7月の祝日等 歯科応急診療

7月23日(木)／松本デンタルオフィス(清原4-10-27 M-ONEビル2階) ☎042-569-8127  
7月24日(金)／今井歯科(南街5-53-1) ☎042-567-0818  
受付時間 午前9時30分〜午後4時／持ち物 保険証(乳幼児医療証等をお持ちの方は併せてお持ちください)／受診前に必ず実施歯科医療機関に電話で確認をお願いします／市内の歯科医療機関による輪番制のため



## 北多摩西部消防署 水の事故を防ごう

暑くなり、河川やプールなど、水辺でのレジャーの機会が多くなり、水の事故が増加する時期になります。乳幼児では、深さ数cmのピニールプールでもおぼれることがあります。河川やプールなどの水の事故を防ぐために、次のことに十分注意しましょう

- 子どもから目を離さず、必ず大人が付き添って遊びましょう。
- 荒天時や天候不良が予測される場合は、遊泳や川岸等でのレジャーを中止しましょう。
- 海や河川では、ライフジャケットを着用する等、事故の未然防止に努めましょう。
- 飲酒後や体調不良時の遊泳はやめましょう／北多摩西部消防署 ☎042-565-0119へ。

# じどうかんだより

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、行事等については人数を制限して実施または中止になる場合があります。

☆ むこうはら児童館 ☎042-563-1858 ☆

■七夕飾り作り／幼児以上／7月2日午後2時30分～4時

■ようこそ1年生じどうかん探検隊／小学1年生／7月3日午後3時～3時30分／1年生にゲームを交えて児童館の使い方を教えます

■むこじど広場(牛乳パックフリスビー)／小学生以上／7月8日午後3時45分～4時30分

■わくわく☆むこじどランド／幼児以上／7月18日午後1時30分～3時30分／17日は準備のため休館

☆ きよはら児童館 ☎042-565-6021 ☆

■こぐまちゃんこうえん(大型遊具等で自由に遊ぶ)／乳幼児／7月7日午前10時30分～11時30分

■こぐまちゃんのおへや(いろいろ遊び)／乳幼児／7月14日午前10時30分～11時30分／8組

■工作教室(ころりんめいろを作ろう)／小学生／7月15日午後3時～4時30分／18人

☆ ならはし児童館 ☎042-562-3600 ☆

■ちびっこ広場(遊具で遊ぼう)／乳幼児／7月8日午前10時30分～11時30分

■ひよびよコケコ(元気100%!体を動かして遊ぼう)／乳幼児／7月16日午前10時30分～11時30分／水分補給用の飲み物、タオル、動きやすい服装

☆ なんがい児童館 ☎042-567-2441 ☆

■七夕飾りを作ろう／小学生／7月2日・3日午後2時、3時、4時/各回10人

■ちびっこあそべるday／乳幼児／7月10日午前10時30分～11時30分/20組

■ちびっこウォーターパーク(こつぷちゃん&こまめちゃん)／乳幼児／7月15日午前10時45分～11時30分/20人

☆ さくらがおか児童館 ☎042-567-2237 ☆

■七夕かざりをつくろう／幼児以上／7月1日～6日午後2時～4時

■あそんDEパーク(おもちゃを使った室内遊び)／乳幼児／7月8日午前10時45分～11時30分/15人

■びよびよらんど/3～12か月の乳児/7月21日午前10時45分～11時30分/15人

☆ かみきただい児童館 ☎042-567-2884 ☆

■七夕飾りを作ろう／幼児以上／7月1日～7日午後1時30分～4時

■ベビママ/2か月～1歳前後の乳児/7月8日午前10時30分～11時30分

■ちびっこワールド(みんなでジャブジャブ水あそび)／乳幼児／7月17日午前10時30分～11時15分／水遊び用オムツ、飲み物、着替え、バスタオル

■卓球クラブ/小学生/7月～令和3年3月の月1回/20人/3日午後3時から申込書配布

※定員制の行事は3日前までに申込みを(申込順。定員になり次第締め切り)。受付時間は月～土曜日の午前10時～午後6時(祝日は除く)。

※乳児・幼児は保護者の付き添いが必要です。



● **社会福祉協議会**  
福祉の標語募集  
市内在住の小学生/赤ちゃんからお年寄りまでみんなが元気で幸せに暮らせるような標語/応募方法 名前・連絡先・学校名を記入し、社会福祉協議会の窓口/ホームページ、郵送、ファクスにて応募/応募期限 8月28日(金)/応募作品から最優秀作品、優秀作品を選び、福祉祭等で表彰/東大和ボランティア・市民活動

● **Business Nest (ビジネス)** 創業セミナー  
7月は新卒Business Nest会員プレゼン会を開催します。  
創業を志す方、創業間もない方、新しい事業に取り組む方、創業を支援する方/7月17日(金)午後5時～7時/場所 中小企業大学校 東京校東大和寮/詳細については、「中小機構ビジネス」のホームページをご覧ください/今後の状況によっては開催中止となる場合があります/ Business Nest (ビジネス) 担当 ☎042-565-1195へ。

## 市民情報

● **シニアバドミントン交流会 (バドミントン連盟)**  
市内在住・在勤の60歳以上の方/7月11日(土)正午～午後4時/東大和市ロンドみんなの体育館/30人(申込順)/年齢層に分かれて交流試合/運動靴、ラケット、タオル/7月8日まで安藤090-7177-6775(平日の申込みは6775(平日の申込みは午後7時以降)へ)

● **公開講座「庚申塔の誘い」**  
(おとなの社会科) / 7月14日(火)午後2時～4時 / 奈良橋市民センター / 50人 / 庚申塔の謂れ、歴史、陰暦との絡み / 園田丸宏 / 費非会員は200円 / 園柴田090-4025-3811

● **市民体育大会 (軟式野球大会) 兼秋季野球大会 (軟式野球連盟)**  
市内在住・在勤の方で編成したチーム / 8月23日以降の毎週日曜 / 東大和市ロンド上仲原野球場他 / トーナメント戦 (1～3部クラス分け) / 登録受付 7月10日(金)～11日(土)午後6時～8時 / 中央公民館 (登録者名簿、一万二千元(参加費)、二千元(登録費。初登録チームのみ)をお持ちください(春季大会に申込みしたチームは受付不要) / 代表者会議 7月18日(土)午後6時30分 / 中央公民館 (代表者会議での登録はできません) / 園小山042-563-0050

● **「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「都市再開発の方針」に関する都市計画の原案の縦覧、公述申出及び公聴会の開催について**  
東京都では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」及び「都市再開発の方針」の都市計画変更案を作成するに当たり原案を作成しました。

つきましては、原案の縦覧、公述申出及び公聴会の開催を次のとおり行います。縦覧・公述申出書の配布期限 7月15日(水)(土・日曜日は除く) / 縦覧・公述申出書の配布場所 都市計画課(市役所2階)、東京都都市整備局都市計画課 / 公述の申出 区域内に在住または計画案に利害関係のある方(1人10分以内)。公述申出書を7月15日(水)(必着)までに東京都都市整備局都市計画課あてに提出(申出多数の場合は意見要旨等を考慮し選定) / 最寄りの公聴会 8月17日(月)午後7時 / 立川女性総合センター / 8月21日(金)午後2時～7時(2回) / 東京都庁第一本庁舎大会議場 / 100人程度(会場により異なる) / 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については縦覧期間中東京都のホームページでも意見募集を実施 / 東京都都市整備局都市計画課 03-5388-3225



● **心身障害者・精神障害者の共同作業所作品展(共同作業所連絡会)**  
7月13日(月)～17日(金)午前9時30分～午後4時30分(13日は10時から、17日は4時まで) / 市役所1階入口ホールまたは中庭 / 革工芸品、手工芸品、陶芸品、菓子等の展示 / 販売 / 園第二みんなの家 042-567-0267

● **東京都子育て支援員研修(第2期)の受講者募集**  
「子育て支援員」の養成研修を9月から順次開催 / 募集コース 地域保育コース、地域子育て支援コース、放課後児童コース、社会的養護コース / 申込方法等詳細は、地域保育コース・東京都福祉保健財団、地域子育て支援・放課後児童・社会的養護コース(東京都リガルマインドのホームページ参照 / 園公財) 東京都福祉保健財団 03-3344-8533、(株)東京リーガルマインド 03-5913-6225

## 官公署だより



つきましては、原案の縦覧、公述申出及び公聴会の開催を次のとおり行います。縦覧・公述申出書の配布期限 7月15日(水)(土・日曜日は除く) / 縦覧・公述申出書の配布場所 都市計画課(市役所2階)、東京都都市整備局都市計画課 / 公述の申出 区域内に在住または計画案に利害関係のある方(1人10分以内)。公述申出書を7月15日(水)(必着)までに東京都都市整備局都市計画課あてに提出(申出多数の場合は意見要旨等を考慮し選定) / 最寄りの公聴会 8月17日(月)午後7時 / 立川女性総合センター / 8月21日(金)午後2時～7時(2回) / 東京都庁第一本庁舎大会議場 / 100人程度(会場により異なる) / 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については縦覧期間中東京都のホームページでも意見募集を実施 / 東京都都市整備局都市計画課 03-5388-3225



## わがまちの風物詩 (262)

### オニユリの咲くころ



〈オニユリ〉

オレンジ色の花を下向きに開き、葉のつけ根にむかごができる。それがオニユリです。ゆり根は食用にも薬用(生薬名は百合)にも。さて、ユリの仲間には、みんな花びらが6枚あります。でも、よく見ると外側3枚と内側3枚は形がちがいます。外側が長く、内側が花びらなのです。おしべは6本あり、その先に花粉の入っている葯があります。葯はアルファベットのTの字のようについていて、ゆらゆら揺れます。揺れるから「ゆり」の名になりました。ユリの花を見つけたら、よく観察してみてください。ただし、花粉が服につくとなかなかとれません。ご注意ください。

問合せ 郷土博物館 ☎042-567-4800

## 今月の相談

- ▷法律相談／毎週金曜日、午前9時～正午
  - ▷登記相談／2日(木)、午後1時～4時
  - ▷不動産取引相談／9日(木)、午前9時～正午
  - ▷行政手続相談／9日(木)、午後1時～4時
  - ▷税務相談／16日(木)、午後1時～4時
  - ▷交通事故相談／22日(木)、午後1時30分～4時
  - ※以上予約制
  - ▷人権身の上悩みごと相談・行政苦情相談／当月中止
  - ※以上の問合せは、秘書広報課・内線1413まで。
  - ▷市民相談／月～金曜日、午前8時30分～午後5時／秘書広報課・内線1413
  - ▷多重債務相談／8日(木)、午後1時～4時15分〔3日(金)までに要予約〕／消費生活センター(地域振興課)・内線1713
  - ▷消費生活相談／毎週月・火・水・金曜日、午前10時～午後4時(予約優先)／消費生活センター(地域振興課)・内線1713
  - ▷男女共同参画相談／月～金曜日、午前9時～午後5時(予約制)／地域振興課・内線1715
  - ▷子育て総合相談／月～土曜日、午前9時～午後5時／子ども家庭支援センター ☎042-565-3651
  - ▷ひとり親・女性相談／月～金曜日、午前9時～午後4時(予約制)／子育て支援課・内線1764
  - ▷福祉なんでも相談／月～金曜日、午前9時～午後5時／社会福祉協議会 ☎042-564-0012
  - ▷教育相談／月～金曜日、午前10時～午後5時(予約制)／さわやか教育相談室 ☎042-562-7911
  - ▷職業相談／月～金曜日、午前9時～午後5時／東大和就職情報室(市役所5階)・内線1194
  - ▷高齢者相談、高齢者虐待・養護者支援相談／月～土曜日、午前9時～午後5時、電話相談はいつでも可／高齢者ほっと支援センターいもくぼ ☎042-563-8777・きよはら ☎042-590-1138・なんがい ☎042-566-8133
  - ▷障害者相談／月～金曜日と第2・4土曜日、午前9時～午後5時(火・木曜日は午後6時30分まで)／総合福祉センターは～とふる ☎042-516-3982
  - ▷ふくし法律相談／16日(木)午後1時30分～4時15分(予約制)／社会福祉協議会あんしん東大和 ☎042-590-0018
- [相談名／日時／場所／連絡先の順に掲載]

### <人口と世帯/2.6.1現在>

住民基本台帳	内外国人 住民数	前月比
男 41,966人	( 482人)	21人減
女 43,328人	( 709人)	17人減
計 85,294人	(1,191人)	38人減
5月の出生数 男25人 女18人		
世帯	39,419世帯	

広告

# あなたのまちから



まちの話題をお寄せください…秘書広報課・内線1412まで

## ▶安全に楽しく学校生活を送ろう～ 小・中学校での取り組み

市立小・中学校では、新しい生活様式を取り入れ、児童生徒が安全に楽しく学校生活を送れるように様々な工夫をしてきました。その様子について、今回は第五中学校と第九小学校で話を伺ってきました。

第五中学校の廊下の水飲み場では、生徒同士が密にならないよう、足形マークの表示に沿って並ぶようにし、水道は1つおきに使用するよう表示しています。分散登校時は、生徒同士の間隔を十分に空けて、授業を受ける様子もみられました。体育の授業では、校庭を広く使う生徒の姿がありました。「人数が少ないことで、生徒の集中力が高まった」という、新たな発見があったそうです。

また第九小学校では、登校時の健康チェックを徹底し、検温や健康状態を記録する「健康記録カード」の提出を習慣づけています。休み時間はできるだけ校庭に出るように指導し、遊具は使わず、先生も校庭に出て、密にならないよう子どもたちと遊ぶそうです。分散登校時の給食は、個包装で用意され、子どもたちは前を向き、おしゃべりを控えて食事をとっていました。

市立小・中学校では、これからも安全に配慮し、新たな学校生活の実践に取り組んでいきます。



▲水飲み場(五中)



▲分散登校時の授業(五中)



▲分散登校時の授業(九小)



▲分散登校時の給食(九小)

## ◀空堀川はミニ渓谷～ペアのカワセミが姿を見せました

市内を流れる空堀川沿いに、今年もカワセミが姿を見せています。市内にお住まいでカワセミの観察を続けている新井純孝さんによると、空堀川上流にある、川が高い擁壁に挟まれた「ミニ渓谷」のような場所で、ペアのカワセミが巣を作ったそうです。カワセミは盛んにミニ渓谷を行き来し、雛のために餌を運んでいたとのこと。6月上旬、すくすくと育った5羽の雛は無事に巣立っていきました。この小さな渓谷に感じる豊かな自然を、これからも見守っていきたいですね。



▲ペアのカワセミ

### 市長コラム

東大和市長 尾崎保夫

新型コロナウイルスの感染拡大は、市民の皆様の生活にも大きな影響を与えました。今後は、いわゆる3密の回避、マスクの着用をはじめとした新しい生活様式を実践しながら、感染拡大の第2波に備える必要があります。

市では、これまで家計等への支援として「特別定額給付金(1人10万円)」、「子育て世帯への臨時特別給付金(児童手当受給世帯児童1人1万円)」の速やかな給付を行ってまいりました。さらに、「ひとり親世帯への臨時特別給付金(児童扶養手当受給世帯等第1子5万円等)」、「妊婦への移動等支援」などの給付等を行ってまいります。

なお、給付金等は、産業振興のため、市内の店舗等での利用を願っています。加えて、今般の臨時休業中の対応等を最優先に考え、国や東京都の交付金を活用しつつ、市立小中学校における一人一台PC端末の配置を今年度中に進め、IT学習環境の充実を図ってまいります。引き続き全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。